

徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町の廃置分合に伴う
地域審議会の設置に関する協議書

平成15年4月21日から徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町を廃し、その区域をもって「周南市」を設置することに伴い、徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町の区域ごとに、それぞれ徳山地区地域審議会、新南陽地区地域審議会、熊毛地区地域審議会、鹿野地区地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

地域審議会の設置に関する協議

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

（設置期間）

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月21日から平成25年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 地域審議会は、新市の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

新市建設計画の変更に関する事項

新市建設計画の進ちょく状況に関する事項

新市の基本構想の作成及び変更に関する事項

その他新市の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、新市の長が任命する。

公共的団体等を代表する者

学識経験者

公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、新市の長が招集する。

2 新市の長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、毎年度、開催するものとする。

4 会議は2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。

8 会議の議事は、委員の大方の賛同をもって決定する。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び各総合支所において処理する。

(雑則)

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮って定める。

平成14年9月30日

徳山市長	河	村	和	登
新南陽市長	吉	村	徳	昌
熊毛町長	大	田	良	充
鹿野町長	岡	林	久	熊